

# 第2期島田市子ども・若者育成支援計画—しまだ大井川「子ども・若者プラン」骨子

第1章 計画の基本的な考え方	第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題
<p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>次代を担う子供・若者の健やかな成長と自立を支援するため、現状と課題を見極め、国の子供・若者育成支援推進大綱、県の子ども・若者計画を反映し、青少年問題協議会の協議等を踏まえ策定する。</p> <p><b>2 計画の期間</b></p> <p>2019年度～2023年度</p> <p><b>3 計画の位置づけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく。</li> <li>・国の大綱、県計画及び市の総合計画をはじめとする各計画と整合を図った横断的な計画。</li> </ul> <p><b>4 子供・若者の範囲と計画の対象者</b></p> <p>0歳からおおむね30歳未満。施策によって妊娠期（誕生前）、ポスト青年期（30歳～40歳未満）を含む。</p> <p><b>5 基本理念</b></p> <p>育てよう健やかに 支えようみんなで</p> <p><b>6 基本的な柱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援</li> <li>② 困難を有する子供・若者やその家族の支援（重点分野）</li> <li>③ 子供・若者とともに育ち合う地域づくりの推進</li> <li>④ 推進体制の整備・充実</li> </ol> <p><b>7 計画の体系</b></p> <p>※計画書4ページ体系図のとおり</p>	<p><b>1 全ての子供・若者の健やかな成長と自立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心と体は、あらゆる活動の源となって子供・若者の自立に深く関わっている。</li> <li>・家庭・学校・地域が手を携え、自ら培っていく力の教育に努め、その環境づくりをしていくことが重要。</li> <li>・学校教育では義務教育9年間を見据え小・中学校連携のもと「個に焦点を当てた教育」「地域や保護者から信頼される学校づくり」を通して「豊かな心、確かな学力、健康な体」を身につけた子供の育成を目指している。</li> <li>・少子高齢化などが基本的な生活習慣、マナー、運動習慣、あそび環境に影響している。</li> <li>・個々の家庭や地域の教育環境を整えていくことが重要。</li> <li>・通信技術の発展が、子供・若者のコミュニケーションに影響を与えている。</li> <li>・インターネットやSNSなどを正しく使い、現実でのコミュニケーション力向上を図ることが必要。</li> <li>・地域社会の担い手として、身近な地域から環境、国際交流まで社会に関心をもち、主体的に参画する子供・若者を増やしていくため、きっかけづくりとしてスポーツや文化活動、自然体験活動等への参加機会を提供していく必要がある。</li> <li>・高度化、多様化する就労環境の中で、就労の意義と意欲を高める教育が必要。</li> </ul> <p><b>2 困難を有する子供・若者やその家族</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が持つ能力や可能性は多様であると同時に抱える困難さも一人ひとり異なる。</li> <li>・乳幼児期からその子に最適な育成支援が、分野・主体を越えた横の連携と成長につれて次のステージに円滑につながっていく縦の接続が重要。</li> <li>・不安や悩みを抱える子供・若者とその家族が早期に相談できる環境が必要</li> <li>・深刻で複合的な相談には各分野の専門家が連携して対応することが必要。</li> <li>・通信技術の進展に伴いSNSを使った相談体制の強化が必要。</li> <li>・障害のある子供には、乳幼児期から就労まで、療育や自立に向けた横断的・継続的支援が必要。</li> <li>・発達障害のある子供・若者は、周囲の適切な理解と対応が必要。</li> <li>・児童虐待には、発生防止から自立支援まで一連の対応の強化が必要。</li> <li>・いじめは、疑いのある初期段階から積極的に認知し対応していくことが重要。</li> <li>・不登校は、学校だけでなく関係機関が連携して支援することが必要。</li> <li>・子供の貧困は実態を把握し、関係機関が連携して対応していく。</li> <li>・ひきこもりは、本人とその家族も孤立化しており、家族の支援も重要。</li> </ul> <p><b>3 子供・若者とともに育ちあう地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭は教育の出発点。保護者と乳児の愛着形成が重要。</li> <li>・核家族化や共働き世帯の増加が子供の生活環境に影響を与えている。</li> <li>・地域のなかで自然体験などの場面で多くの人たちと関わりを広げ、深めていくことが重要。</li> <li>・地域や活動団体と協働し、地域の教育力を高めていくことが重要。</li> </ul>

## 第2章 施策の展開

### 施策の柱 1

#### 全ての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

- 1 子供・若者の自己形成を促す支援
  - (1) 豊かな心と健やかな身体の育成
    - ア 情操教育、道徳教育、人権教育の推進
    - イ 健康・安全に関する教育の推進
    - ウ 生活体験、自然体験、福祉体験、スポーツ体験の推進
  - (2) 基礎学力の確保（特別支援教育を含む）基礎的生活習慣の形成
- 2 社会の変化に対応できる力の育成
  - (1) 情報教育の推進
  - (2) 消費者教育、環境教育の推進
  - (3) 国際理解教育、国際交流事業の推進
- 3 自立を育む多様な活動への支援
  - (1) 社会参加、交流の推進
  - (2) スポーツ活動、文化活動、自然体験等社会参加の促進
- 4 若者の職業的自立と就労支援
  - (1) 職業的自立と意欲の習得（キャリア教育の推進）
  - (2) 就労支援の充実

### 施策の柱 2

#### 困難を有する子供・若者やその家族の支援（重点分野）

- 1 発達支援システムの充実（横の連携、縦の接続による継続的支援）
- 2 相談体制の充実
- 3 困難を有する子供・若者の自立に向けた支援
  - (1) 障害のある子供・若者への支援
    - ア 身体障害
    - イ 知的障害
    - ウ 精神障害
    - エ 発達障害
    - オ 愛着障害
  - (2) 虐待、いじめ、不登校等の問題行動への支援
    - ア 虐待
    - イ いじめ
    - ウ 不登校
  - (3) 非行や立ち直りの支援
  - (4) 子供の貧困に対する支援
  - (5) ひきこもり、若年無業者（ニート）等に対する支援
    - ア ひきこもり
    - イ 若年無業者（ニート）
  - (6) 特に配慮の必要な子供・若者への支援
    - ア 自殺
    - イ 10代の性
    - ウ LGBT
    - エ 課題のある外国人の子供・若者への支援
    - オ 慢性特定疾病や難病を抱える子供・若者への支援

### 施策の柱 3

#### 子供・若者とともに育ちあう地域づくりの推進

- 1 家庭の教育力向上のための支援
- 2 地域の教育力向上のための支援
  - (1) 世代を越えた地域力の強化（大井川流域の豊かな資源を活かす）
  - (2) 青少年リーダーや青少年指導者の育成
- 3 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化

### 施策の柱 4

#### 推進体制の整備・充実

- 1 市の体制の整備
- 2 国、県、近隣市町との連携
- 3 社会総がかりによる取り組みの推進
- 4 進捗管理と評価